

# 奈良県道路施設管理システム再構築業務特記仕様書

## 1 事業名

奈良県道路施設管理システム再構築業務

## 2 事業目的

奈良県道路施設管理システムは県が管理する膨大な道路施設をデータベース化し、全庁ネットワークに接続されたPCにおいて職員が、各種情報を閲覧、更新することを目的に構築、導入されたシステムである。

しかし既存システム構築時のサーバーOSはメーカーサポートが終了しており、セキュリティ等のアップデートが出来ないことや、システム画面の背景地図が正しく表示されない等の操作性の問題が挙げられている。

そのため本業務では、セキュリティ対策、OSのバージョンアップ等を実施し、現行サーバーからハードウェア統合基盤へ移行および、操作性の改良を行い、システムをハードウェア統合基板上で正常に稼働することができるよう、再構築を行うものである。

## 3 委託内容

### 3-1 業務概要

- (1) 計画・準備
- (2) データバックアップ
- (3) システム改良（現行サーバーからハードウェア統合基盤への移行）
- (4) アプリケーション再開発
- (5) インストール・動作確認
- (6) 報告書作成

### 3-2 業務内容

#### (1) 計画・準備

業務実施にあたり、業務の目的や趣旨を把握したうえで、特記仕様書等に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

なお、業務計画書を作成する際、データ移行及び改修によって生じるシステムの更新停止期間等の影響が最小となるよう配慮すること。

#### (2) データバックアップ

既設システムに登録されている各種データのバックアップ、およびシステムのバックアップを実施する。

- (3) システム改良（現行サーバーからハードウェア統合基盤への移行）  
行政・人材マネジメント課が管理するハードウェア統合基盤への移行を実施する。その際に求められる要件（対応 OS 等）や制約事項を把握し設計、改良を行う。ハードウェア統合基盤における適合要件については別添資料を参考とすること。  
また、ハードウェア統合基盤への移行後のシステム稼働環境下において、システム画面の背景地図が正しく表示されるよう操作性の改良を行う。  
なお、設計改良にあたっては、今後大幅な改修が極力伴わない方法について検討する。
- (4) アプリケーション再開発  
前項の改良計画を踏まえ、アプリケーションの再開発を実施する。
- (5) インストール・動作確認  
再構築したアプリケーションをインストールして、再構築したシステムの動作確認を実施し、正常に運用できるか確認を行う。
- (6) 報告書作成  
奈良県道路施設管理システムの改良検討・設計、再構築の結果について報告書にとりまとめる。

#### 4 データ移行及び改修にあたっての留意事項

- (1) ハードウェア統合基盤へのデータ移行は、奈良県担当課及びサーバーの保守管理を担当する業者と協議し、障害が発生しないよう入念な調整を行い、別途費用が発生した場合は、受託者で負担すること。
- (2) 納入期限及び場所
- ① 納入期限 令和4年3月31日（木曜日）
  - ② 納入場所 〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県県土マネジメント部道路保全課（奈良県分庁舎6階）
- (3) 検収方法
- ① 奈良県は、システム改修についての成果物等について、契約書、特記仕様書等に基づきシステムの稼働及び書類等について必要な検査を行う。
  - ② 上記①において指摘があった場合には、受託者は奈良県の指示に従い適正に対応するとともに、再度確認を得なければならない。

#### 5 その他の事項

- (1) システム改修にかかる開発環境
- ① 設計・開発等においては、受託者において開発環境を用意すること。
  - ② 本業務を実施する上で必要となる機材については、受託者において準備することとし、その所要経費は契約金額に含まれるものとする。
- (2) 契約不適合責任

- ① 成果物の納品日から起算して1年以内に障害が発生した場合、受託者は速やかに原因究明に協力しなければならない。
  - ② 上記①により対応した受託者は、発生した事態の具体的内容、原因、対処措置を内容とする報告書を作成の上、奈良県が指定する期日までに提出すること。
  - ③ 上記②により究明した原因を修正するため、必要なプログラム、データ等を納入済みのコンテンツ、開発ドキュメント等へ適用するとともに、正常な稼働が確認できるまで必要な調整を行うこと。
- (3) 貸与資料
- 奈良県が保有する資料については、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて貸与するものとする。県が貸与する資料は本業務の完了後、速やかに返却しなければならない
- (4) 秘密保護
- ① 受託者は、データの漏えい、紛失、盗難等を防止する措置をとらなければならない。
  - ② 受託者は、奈良県より貸与された資料及び本業務実施中に生じる全ての成果品を、奈良県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。
  - ③ 奈良県より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。
- (5) 業務分担
- 本委託業務について、奈良県側の作業と受託者の作業を明確にすること。
- (6) 再委託について
- 原則として、本件委託業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該業務の作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託に対する管理方法等を記載した書面を奈良県に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。なお、本業務に伴う成果物については、物品等の製造いかんに関わらず、本件受託者が最終責任を負うこととし、これが本件受託者と製造者との契約によって担保されていること。
- (7) 仕様変更
- 受託者は、やむを得ない事情により特記仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ奈良県と協議の上、承認を得ること。
- (8) 記載外事項
- 特記仕様書に記載されていない事項については、奈良県の指示に従うこと。
- (9) その他
- ① 本業務内容は、協議により一部変更することがある。

- ② 本業務の履行に必要な経費は、業務説明書等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- ③ 受託者は、別記「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守しなければならない。
- ④ 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、奈良県と協議すること。

## 6 担当所属

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部道路保全課保全計画係（奈良県分庁舎6階）

TEL 0742-27-7512（ダイヤルイン） FAX 0742-27-5670

### 別 記

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。